

## ユネスコ創造都市ネットワーク丹波篠山市国際会議企画着手業務仕様書

### 1 業務名

ユネスコ創造都市ネットワーク丹波篠山市国際会議企画着手業務

### 2 業務の目的

丹波篠山市（以下「本市」という。）がユネスコ創造都市ネットワーク（以下「UCCN」という。）に加盟してから、令和7年（2025年）には10周年を迎え、丹波焼をはじめとする工芸家の活動は活発化し、芸術家の移住者が増えてクラフトビレッジなどの先駆的な取り組みが盛り上がるなど、伝統文化を守りつつ新しい時代に合った発展をめざすUCCNの構想に沿って一定の成果が上がっている。

令和7年度の丹波篠山国際博では、海外への本市の魅力発信とインバウンド誘致をより一層推進する必要があるため、UCCNのつながりを活かした国際会議を開催する。この会議を通じて、本市の文化振興によるまちづくりの成功モデルを国内外に発信するとともに、会議をオープンにして市民参加を呼びかけ、市民がUCCN加盟による市の政策の成果を理解し、「日本の美しい農村、未来へ」とつなぐ機運を醸成することをめざす。

### 3 契約期間

契約の日から令和7年3月31日まで

### 4 前提条件

#### (1)UCCN国際会議の内容

UCCNに加盟する創造都市は文化政策によるまちづくりの振興を目的としているため、それぞれの創造都市と政策課題を共有し相互に交流を深める国際会議を企画し、同じクラスターのクラフト&フォークアートの創造都市やクラフトと親和性の高い食文化やデザインの創造都市とコラボする提案など、本市がUCCNに加盟している意義を市民が再確認し、UCCNの構想に貢献する内容の会議を企画する。

### 5 業務内容

(1)UCCN国際会議実行委員会の事務局運営に着手する業務

(2)UCCN国際会議の企画運営に着手する業務

(3)レセプションの企画運営に着手する業務

(4)エクスクーショの企画運営に着手する業務

(5)各国の創造都市の滞在に係る宿泊食事等の手配に着手する業務

(6)UCCN国際会議の通訳、登壇者、協力者等の手配に着手する業務

(7)市民にUCCN加盟の意義と成果を浸透させる企画等に着手する業務

### 6 業務上限額

300,000円（消費税額及び地方消費税相当額を除く）を上限とする。

### 7 報告及び検査

本市は、必要があると認めた時は、受託者に対して本業務の履行状況その他必要事項について、報告を求め、または検査を行うことができる。

### 8 その他

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合または本仕様書に定めのない事項については、本市と受託者が協議の上定めるものとする。